

第1 利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係

1 各筆明細

整理番号					利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 (A)		(氏名又は名称)		(住所)		[同意印] 印					
					利用権を設定する者の氏名及び住所 (B)		(氏名又は名称)		(住所)		[同意印] 印					
利用権を設定する土地(C)				設定する利用権(D)				利用権設定等 促進事業の実 施により成立す る利用権の設定 等に係る当事者 間の法律関係 (E)	利用権を設定する(B) 以外の権原者等 (F)			備考				
所在		地番	現況 地目	面積 (㎡)	利用権 の種類	内容	始期		存続期間 (終期)	借賃	借賃の 支払方法		住所	氏名 又は 名称	権原の 種類	[同意印]
大字	小字															
この計画に同意する。																
利用権の設定を受ける者								住所(同上)								印
利用権を設定する者								住所(同上)								印
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者								住所(同上)								印

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別業とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C)欄は、大字別に記載する。
- (3) (C)欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。
- (6) (D)欄の「存続期間(終期)」は「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日(始期)から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃)の額を記載する。
- (8) (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇〇月までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。
- (9) (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃借権」等と記載する。
- (10) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (11) 同意については、(A)欄、(B)欄及び(F)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。
- (12) 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る受託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 賃借の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第23条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、2の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその返還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から15日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可効力、修繕、又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額)の返還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使であるばあいを除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的にかつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

記入例

第1 利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係

1 各筆明細

整理番号	借り手 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 (A)				(氏名又は名称) 比嘉 阿麻和利				(住所) 沖縄県うるま市勝連町南風原3908番地				[同意印] 比嘉			
	地主 利用権を設定する者の氏名及び住所 (B)				(氏名又は名称) 新垣 護佐丸				(住所) 沖縄県中城村字泊1258番地				[同意印] 新垣			
利用権を設定する土地 (C)					設定する利用権 (D)					利用権を設定する(B)以外の権原者等 (F)				備考		
所在		地番	現況地目	面積 (㎡)	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃	借賃の支払方法	利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)	住所	氏名又は名称		権原の種類	[同意印]
大字	小字															
当間	比嘉田原	996番	畑	450	賃貸借	普通畑	公布日	令和00年 3月31日	**,***円	口座振込	賃貸借					

・お金や物で借りるなら賃借権、無償なら使用賃借権と記入

〇〇円/10a、〇、〇〇〇円/年等

空白 ※該当する場合は、別添資料「利用権設定に関する同意書(共有名義)」に記入

申請から公布日まで約3週間ほどかかります。
公布日以降の始期で設定される場合は、開始日「令和〇年〇月〇日」と記入してください。

この計画に同意する	住所 (同上)
利用権を設定する者	比嘉 阿麻和利 比嘉
利用権を設定する者以外の者	住所 (同上)
	新垣 護佐丸 新垣
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者	住所 (同上)
	印

比嘉

新垣

捨印

比新割印

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C)欄は、大字別に記載する。
- (3) (C)欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。
- (6) (D)欄の「存続期間(終期)」は「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日(始期)から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃)の額を記載する。
- (8) (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇〇月までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。
- (9) (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃借権」等と記載する。
- (10) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (11) 同意については、(A)欄、(B)欄及び(F)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。
- (12) 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る受託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

比新捨印

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 賃借の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第23条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、2の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその返還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から15日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可効力、修繕、又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額)の返還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使であるばあいを除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的にかつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。